

事業実施時の新型コロナウイルス感染症対策としての行動規範

1. 事業実施前

- 事業関係者（本会参加者、主催者、対象者等）に感染対策をしていることを周知する。
- 確定した本会からの参加者にチェックリストを送り、当日までの体調管理を促す。
- 事業関係者と実施可能な感染対策を相談する（参加人数の調整、会場、換気等）。
- 感染対策必要物品（マスク、フェイスシールド等）購入手当（1 人 300 円）を支給する。
- 本会からの参加者に、事業参加に関する所属先へ承諾の必要性の有無について確認を促す。

2. 事業実施当日

- 事業参加者の体調を確認する（チェックリストの回収、検温等）。
- 事業実施中、関係者と相談の上、感染対策を可能な限りで実施する。
（手指消毒、マスク・フェースガード等の着用、定期的な換気、ソーシャルディスタンス等）。
- 当日の移動は公共交通機関を使用しない方が望ましい。使用する場合はマスク等の対策をしっかりと行う。
- 事業実施中に体調不良を感じた場合は無理をせずに、速やかに関係者に報告し指示を仰ぐ。
- 上記の事態が起きた場合は、速やかに本会事務局に報告する。

3. 事業終了後

- 事業終了後、2 週間以内に体調不良等新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、速やかに本会事務局に報告する。必要であれば、指定機関に相談する。
- 事業対象者（参加者）においても主催者側で事業終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染疑い、検査陽性事例があった場合は当会事務局に連絡を入れていただくよう申し合わせをしておく。

作成日：2020 年 10 月 20 日

JSPO-AT 岡山県協議会

文責：石田裕子